

令和6年度大阪府相談支援従事者初任者研修（2日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号2）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※「相談支援従事者初任者研修5日課程または7日課程」、「障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の1日課程」を修了された方は、本研修の修了は必要ありません。

※全体講義は講義映像をYouTube配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境が準備できることが必須となります。

3 定員 800名

4 指定研修事業者

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定番号3)
募集期間	令和6年6月上旬～中旬（予定）	令和6年4月8日（月）～ 令和6年4月22日（月）	令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月14日（木）（予定）
研修期間	未定	令和6年6月21日（金）～ 令和6年6月28日（金）	令和7年2月下旬（予定）

5 研修日時・実施方法

研修は下記の期間、方法で開催します。

1 目 目	全体講義 実施方法：オンラインにて実施 配信期間：令和6年6月21日（金）9：00～令和6年6月28日（金）17：00（期間中夜間視聴可能） 配信方法：YouTube（限定配信） 内容：10講義（視聴時間13時間程度） ＊上記配信期間中に全て視聴し、 全体講義レポート を送付していただきます
2 目 目	

※全体講義は長時間の動画視聴となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。

※全講義の視聴が可能であることを前提にお申込みください。

※全体講義レポートの提出方法については、メールまたはFAXでのご提出となります。詳しくは受講決定通知にてご案内します。

6 申込みの流れ

1 準備

- 「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書（2日課程）」（以下「推薦書」）を当法人ホームページよりダウンロード
- 推薦書に記入し作成する
 - ・推薦欄は、サービス管理責任者等として配置予定事業所の法人の記入と押印（法人公印）が必要です
 - ・個人での申し込みなど推薦が得られない場合は、推薦欄以外の欄のみ記入
- 「推薦書」をPDF・JPEG等にデータ化しておく（ファイル名は申込者氏名）

2 「申込フォーム」に必要事項を入力の上、「推薦書」を添付し、データを送信

- 別紙「申込手順」でご確認ください

※推薦法人代表者は「申込フォーム」の入力内容に間違いがないか確認してください。

※個人での申し込みなど推薦が得られない場合でも同様に「推薦書」の添付が必要です。

※他法人の推薦書様式での申し込みや推薦書の添付がない等の場合は無効となり不受理となります。

※間違ったファイルを添付して申し込んだ場合も不受理となりますのでご注意ください。

※法人公印の押印もれや鮮明に押印されていない等、推薦が確認できない場合は個人申し込みとなります。

『送信』ボタンを押下し、受付が完了すると「@sfj-osakanet」からメールが届きますので必ずご確認ください

受付締切日時：令和6年4月22日（月）16：30

※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申し込みは無効となり不受理となります。

※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

7 受講者の決定及び通知

※受講の可否については、申込時にご入力いただいたメールアドレスへ5月23日（木）頃通知予定です。

※お電話、メール等での受講の可否についてのお問合せには一切お答えできません。

※5月27日（月）を過ぎてもメールが届かない場合は、研修事務局へお問合せください。

（申込状況等により、通知日が前後する場合がございますのでご了承ください）

8 受講費用 15,400円（消費税1,400円）

※振込先等は、受講決定者へのメールにてご連絡します。

※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金いたしませんのでご了承ください。

※領収書の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込み控えをもって、領収書に代えさせていただきます。

※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

9 受講者選考について

※受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講を決定します。この場合大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を優先して受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。

※受講者選考は、受講申込者が事業所に配置される状況に基づき決定します。申込フォームの「4. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」「5. 事業開始および受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」は必ず配置予定の事業所に状況を確認の上、記入してください。

※配置予定の法人・事業所から推薦が得られない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申込みの方を選択します。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

■優先順位について (『大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領』 抜粋)

① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者

当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者(令和5年度以降の落選回数を加味する)

④ 交代要員

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ その他

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

10 研修の修了及び修了証書

講義動画を全て視聴し、全体講義レポートを提出された方に修了証書を交付します

※全体講義レポートを提出されなかった場合は、修了証書を交付できません。

※全体講義レポート内容が不良の場合も、修了証書を交付できない場合があります。

※全体講義レポートに虚偽が判明した場合は受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

※申込内容に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 研修に関するお問合せ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団

研修事務局

・住所：〒562-0015 大阪府箕面市稲6丁目15-26

・メール：work-shop@sfj-osaka.net

・電話：072-729-8660 ※受付時間：土・日・祝を除く 9:15 ~ 17:15

・Fax：072-729-8666